

## 予算決算常任委員会運営要領（案）

（目的）

- 1 この要領は、予算決算常任委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（分科会の設置）

- 2 委員会に、次の表の左欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所管は、委員会の所管のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる部局等に関連するものとする。

名 称	所 管
総務地域連携デジタル社会推進分科会	総務部 地域連携部 デジタル社会推進局 選挙管理委員会 収用委員会 他の分科会の所管に属しないもの
戦略企画雇用経済分科会	戦略企画部 雇用経済部 出納局 議会事務局 監査委員 人事委員会 労働委員会
環境生活農林水産分科会	環境生活部 農林水産部 海区漁業調整委員会 内水面漁場管理委員会
医療保健子ども福祉病院分科会	医療保健部 子ども・福祉部 病院事業庁
防災県土整備企業分科会	防災対策部 県土整備部 企業庁
教育警察分科会	教育委員会 公安委員会

- (1) 分科会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ三重県議会委員会条例第2条第1項第1号から第6号までに規定する常任委員会（以下「行政部門別常任委員会」という。）の委員長及び副委員長をもって充てる。
- (2) 委員の分科会所属は、委員が所属する行政部門別常任委員会と同一とする。
- (3) 分科会委員長に事故があるとき又は分科会委員長が欠けたときは、分科会副委員長が分科会委員長の職務を行う。
- (4) 分科会委員長及び分科会副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が分科会委員長の職務を行う。

3～5 （略）

（分科会の審査・調査）

- 6 分科会は、委員会が付託を受けた議案等のうちその所管に関する部分を分担して審査又は調査する。
- (1) 分科会と行政部門別常任委員会を同日開催する場合の議事は、部局ごとに分科会と常任委員会を区分するものとする。
- (2) 分科会委員長は、必要に応じ、分科会委員の明確な意思を確認することができる。

7～9 （略）

（その他）

- 10 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が理事会に諮って決定するものとする。